

人権指針・方針に基づく事業計画

- ◆ ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針(概ね5年ごとに改定)
 - ◀基本理念▶
人権を大切にし、「人権文化」をはぐくむまちづくり
 - ◀基本目標▶
 - (1) 個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築
 - (2) ともに支えあい、ともに生きる社会の構築
 - (3) パートナーシップによる施策の推進
- ◆ 人権施策方針の策定 新
(その年度に取り組むべき人権の重点課題を明示する)

Plan

人権指針・方針に基づく事業の実施

- ◆ 人権施策・人権啓発事業の実施
 - ・ 人権指針・人権施策方針に基づく事業実施
 - ・ 人権啓発講演会・人権週間に合わせたパネル展等の実施
 - ・ 人権関連団体等と連携した人権講演会・研修等の実施
- ◆ 職員に関する全庁的な人権意識啓発の実施
 - ・ 各課等による人権意識啓発への取組
 - ・ 人権研修の実施
 - ・ 人権に関するeラーニング研修の実施

Do

Action

- ◆ 各課等による事業の振り返り
- ◆ 外部組織・庁内組織による点検結果の反映

Check

ふじさわ人権協議会(外部組織)

学識者、関係団体、企業・労働団体、市民から市長が委嘱。
(任期:2年 定数:15人以内)

◀目的▶
人権施策の推進に関する協議及び検討

◀所掌事務▶

- (1) 「人権指針」の進行管理に必要な事項
- (2) 人権意識の啓発を推進するために必要な事項
- (3) その他人権施策の推進を図るために必要な事項

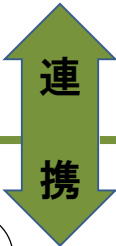
藤沢市D&I推進会議(庁内組織)

会長:市長、副会長:両副市長、委員:各部等の長で構成。

◀目的▶
人権及びジェンダー平等・男女共同参画に関する施策の推進

◀所掌事務▶

- (1) 人権・ジェンダー平等・男女共同参画に関する施策推進
- (2) " 施策の関係機関との連絡調整
- (3) " 啓発 その他必要な事項



人権擁護委員

議会の同意を得て市長が推薦し、法務大臣が委嘱する民間ボランティア。
(任期:3年 本市の人権擁護委員:18人)

◀目的▶
市民の人権の擁護、人権思想の普及・高揚を図る

◀活動内容▶
人権相談、人権作文コンテスト、人権の花運動など

2市1町人権・男女共同参画連携推進会議

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町が連携し、人権課題解決に向け調査・研究に取り組むため、平成22年に設置。

◀取組概要▶
特別講演会・情報交換会議の開催、デートDV防止啓発リーフレットの作成・配布など